

おokayama子育て応援宣言企業「アドバンス企業」認定制度の改定について

1. 改定内容

- ・ 認定の有効期間が、認定日（又は更新日）の属する年度の翌年度から起算して5年間となります。
（ただし、令和3年度以前の認定企業については、経過措置として、令和9年度末までを有効期間とします。）
- ・ 有効期間の延長を希望される場合、更新申請を行い、認定基準に適合していることの確認を受ける必要があります。

2. 改定時期

令和8年4月1日

3. 更新のご案内時期と申請受付期間

下表のとおり、5月頃、更新申請の必要書類等のご案内を送付いたします。ご案内がお手元に届いてから随時申請していただけますが、受付期間が令和10年1月末までとなっていますので、ご注意ください。

なお、令和3年度以前の認定企業については、新制度の周知期間が短いため、経過措置として、受付期間が2カ年度となっています。

	ご案内時期（予定）	更新申請の受付期間
初回更新時	1回目：令和8年5月 2回目：令和9年5月 ※ 2回目は、令和8年度内に更新手続きが完了していない企業等を対象に再度ご案内を送付いたします。	ご案内～令和10年1月末まで ※ 認定基準は申請時点の最新の基準となります。
更新後	有効期間満了を迎える年度の5月	ご案内～翌年1月末まで

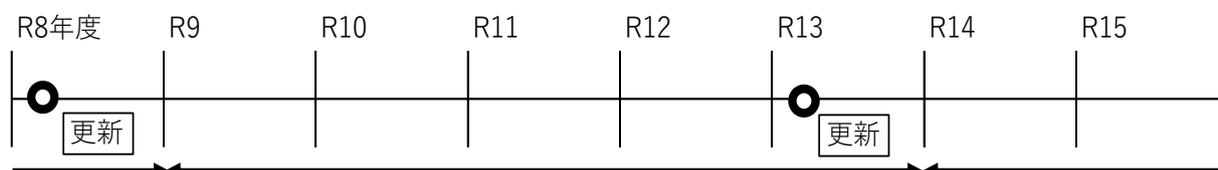
※ 認定年度については、認定証や県ホームページでご確認ください。
(URL) <https://www.pref.okayama.jp/page/928612.html>



4. 有効期間

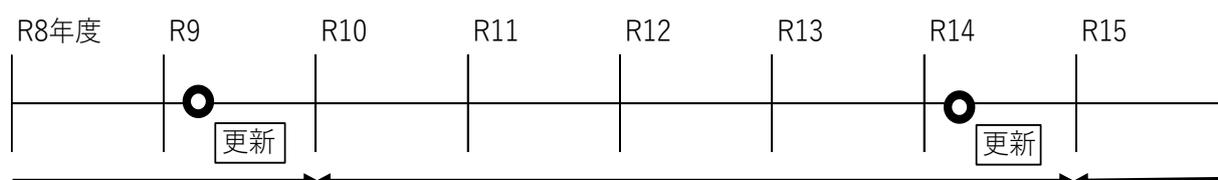
(例 1) 令和 3 年度以前の認定企業が、令和 8 年度に更新申請を行った場合

有効期間(→)は、更新日の属する年度の翌年度(令和 9 年度)から起算して5 年間(令和 13 年度まで)となります。以降繰り返し。



(例 2) 令和 3 年度以前の認定企業が、令和 9 年度に更新申請を行った場合

有効期間(→)は、更新日の属する年度の翌年度(令和 10 年度)から起算して5 年間(令和 14 年度まで)となります。以降繰り返し。



(例 3) 不更新となった場合

有効期間満了まで(※)に更新できない場合(基準未達成、未申請等)、その翌年度から不更新となります。この場合、県HP掲載リストから削除される等、認定企業としてのメリットが受けられなくなります。

ただし、不更新となった場合でも、認定基準を満了した段階で、再度アドバンス企業の認定申請をしていただくことが可能です。

※ 更新申請の受付期間は令和 10 年 1 月末までです。(表面 3 参照)

